

外国人住民の皆さんへ 2012年7月9日から、これまでの外国人登録の手続きが変わります

外国人住民の方は『外国人登録法』に基づき外国人登録原票に記載され、日本人住民とは異なる制度に登録されています。そのため、現在は住民票には記載されていません。

『外国人登録法』の廃止、『住民基本台帳法』等の改正により、改正法施行日(2012年7月9日)からは、外国人住民の方も日本人住民の方と同様に住民票に記載されることになります。

これにより、外国人住民と日本人住民が暮らしている世帯は、世帯全員が一緒に記載された住民票の写しが発行できるようになります。

施行日後は、外国人登録原票記載事項証明書は発行できません。

新たな在留管理制度について(法務省ホームページhttp://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)、新たな特別永住者制度について(法務省ホームページhttp://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html)、外国人住民にかかる住民基本台帳制度について(総務省ホームページhttp://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)、新しい在留管理制度に関する動画(政府インターネットテレビhttp://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg5934.html)なども参考にしてください。

問い合わせ/町民課(☎581・2121内線102、105)へ。

議会 レポート

町議会第1回定例会(3月議会)が、3月1日から19日までの19日間の会期で開かれ、30件の議案の審議と、1件の請願の審査が行われました。また、12件の陳情の報告が行われました。

条例の制定

◇寄居町暴力団排除条例の制定

説明 埼玉県での条例制定を受け、暴力団排除活動の推進に関し、基本理念や推進のために必要な事項を定めるものです。

◇寄居町障害者交流センターの設置及び管理に関する条例の制定

説明 障害者の福祉の増進および自立促進を図るため、旧熊谷保健所寄居分室の施設を活用した障害者交流センターの設置に伴い、設置および管理に関する規定を定めるものです。

◇寄居町肥料等の大量投与の防止に関する条例の制定

説明 農地等における肥料等の不当な大量投与や施肥を装った不当な行為を防止するため、肥料等の施用や保管に関する規定を定めるものです。

条例の改正

◇埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更

◇寄居町印鑑条例等の一部改正

◇議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部改正

◇寄居町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

◇寄居町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

◇寄居町道路路占用料徴収条例の一部改正

説明 天沼通り線高架下の有効利用を図るため、貸し駐車場を整備し、料金徴収を行うため、改正するものです。

◇寄居町営住宅管理条例の一部改正

住民票に記載される外国人住民の方

外国人登録原票を元に、観光などの短期滞在者を除いた、適法に3カ月を超えて在留する外国人で町内に住所を有する次の方が対象です。

- ・ 中长期在留者
- ・ 特別永住者
- ・ 一時庇護許可者、または仮滞在許可者
- ・ 出生による経過滞在者、または国籍喪失による経過滞在者

※これら以外の方や、施行日に在留資格がない方(外国人登録法における在留期間等の変更申請をしていない方も含む)については、住民票に記載される対象ではないため、住民票の写しが発行できない場合があります。手続き漏れがないよう、正確な外国人登録の手続きをお願いします。

2012年5月中旬に仮住民票をお送りします

施行日に住民票に記載されることとなる外国人住民の方にて、2012年5月中旬に仮住民票をお送りします。現在の外国人登録原票の記載を元に仮住民票を作成し、その記載内容を確認していただきます。

外国人登録証明書が在留カードに変わります(特別永住者は特別永住者証明書に変わります)

改正後もしばらくは現在の外国人登録証明書が「在留カード」、または「特別永住者証明書」とみなされます。別表の期限までに、順次切替をしてください。

◇寄居町水道事業給水条例の一部改正

◇8議案とも原案どおり可決

人事案件

◇寄居町公平委員会委員の選任の同意

◇原案に同意

◇欠員となっていたため、逸見忠正さん(上の町)を委員として選任することに対して、議会の同意を求めたものです。



逸見忠正さん

◇寄居町教育委員会委員の任命の同意

◇原案に同意

◇前任者の退職に伴い、矢那瀬昌子さん(用上土6)を委員に任命することに対して、議会の同意を求めたものです。



矢那瀬昌子さん

専決処分の承認

◇寄居町税条例の一部改正

◇原案を承認

請願

◇原発国民投票の実現について

◇継続審査

その他の議案

◇公の施設の指定管理者の指定(寄居町)

総合社会福祉センター(かわせみ荘) 公の施設の指定管理者の指定(寄居町日本(やまと)の里) 公の施設の指定管理者の指定(寄居町かわせみ広場) 町道路線の廃止 町道路線の認定 5議案とも原案どおり可決

問い合わせ/議会事務局(☎581・2121内線341)へ。

別表 平成23年度補正予算額 (単位:千円)

区分	補正前の額	補正額	総額	
一般会計	10,219,423	△ 113,734	10,105,689	
国民健康保険特別会計	4,306,933	△ 92,057	4,214,876	
下水道事業特別会計	475,825	△ 23,394	452,431	
農業集落排水特別会計	289,803	△ 85,455	204,348	
水道事業会計	収益的収入	852,842	—	852,842
	収益的支出	840,667	596	841,263
	資本的収入	158,254	—	158,254
	資本的支出	585,653	101	585,754

役場の組織等が変わりました

4月1日から生涯学習課を、生涯学習課と文化財課に再編しました。

これに伴い、業務内容が一部変わりましたのでお知らせします。

4月から	主な業務内容	場所
生涯学習課(内線532)	これまでの生涯学習課の業務内容のうち、文化財課の業務内容を除いたもの	役場5階
文化財課(内線541)	・ 鉢形城歴史館・埋蔵文化センターの管理運営及び整備に関すること。 ・ 文化財の指定及び解除に関すること。 ・ 文化財保護と開発事業との調整に関すること。 ・ 鉢形城公園の管理に関すること。	役場5階 ほか

また、これまで税務課で行っていた国民健康保険税の課税事務は保険年金課(内線113)で行います。

問い合わせ/各担当課(☎581・2121内線は上記参照)へ。

別表 在留カード(特別永住者証明書)への切替期限

対象	16歳以上の方	16歳未満の方
永住者	2015年7月8日まで	2015年7月8日、または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
上記以外の在留資格者	在留期間の満了日まで	在留期間の満了日、または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特別永住者	外国人登録証明書の「次回確認(切替)申請期間」の初日が2015年7月8日までの場合は2015年7月8日まで、2015年7月9日以後の場合は「次回確認(切替)申請期間」の初日まで	16歳の誕生日まで